

帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人が、自宅内に所有していた多数の家財（婚礼箆笥、ピアノ、着物、食器棚等）について、申立人が提出した写真、査定書及びカタログ等による立証の程度を考慮し、申立人が主張する額の5割ないし7割を購入金額と認定した上で、これに家財ごとの耐用年数（10年ないし40年）に相当する経年減価率を乗じて算定した原発事故当時の時価額（ただし、東京電力に対する直接請求手続における既払額を控除）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、第1項の損害項目に対する和解金として、合計金221万8723円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。但し、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。
- 3 仮に本和解による賠償がその全額の賠償である場合でも、その支払にかかわらず、第1項記載の財物の所有権は被申立人に移転しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び

被申立人が署名（記名）押印の上，申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また，被申立人は，本和解契約書の写し1通を，原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年8月31日

（仲介委員 友納 治夫）

## 〇-〇 家財賠償

家財番号	家財名	購入時期	時価額	既払い額	和解金額
1	婚礼筆筒3点セット	平成 11 年	¥585,200	¥120,000	¥465,200
2	ダブルベッド (マットレス、フレームのセット2台)	平成 17 年	¥302,400	¥140,000	¥162,400
3	羽毛掛け布団	平成 17 年	¥114,400	¥0	¥114,400
4	ヤマハピアノ	平成 18 年	¥491,400	¥225,000	¥266,400
5	着物 (成人式用)	平成 7 年	¥131,100	¥60,000	¥71,100
6	着物 (訪問着用)	平成 17 年	¥157,500	¥0	¥157,500
7	帯 (袋帯)	平成 17 年	¥142,800	¥0	¥142,800
8	帯 (袋帯)	平成 18 年	¥143,000	¥0	¥143,000
9	特選会席膳高級漆器(会津塗) 30個	平成 13 年	¥207,000	¥0	¥207,000
10	ゴルフセット	平成 17 年	¥65,000	¥0	¥65,000
11	食器棚セット (オーダーメイド)	平成 20 年	¥559,300	¥385,000	¥174,300
12	節句のぼり旗五月 節句用 武者絵の ぼり	平成 16 年	¥175,000	¥50,000	¥125,000
13	親王飾り (手作りひな人形)	平成 13 年	¥160,000	¥100,000	¥60,000
家財賠償額合計					¥2,154,100
弁護士費用					¥64,623
和解金額合計					¥2,218,723